

アスベストの含有量が1%を超える材料を使用している施設

【別紙1】

平成19年11月6日現在

◎これまでに除去をした施設

No.	施設名	アスベスト含有量(%)	飛散調査(本/L)	使用状況と対応策
1	洲鼻ポンプ場 (電気室)	6.1	0.3未満	綿状の吹きつけ材が使用されています。飛散調査の結果では問題はありませんが、破損等の際に飛散する可能性がありますので平成18年度中に除去しました。
2	辻堂浄化センター (熱処理棟)	22.4	0.3未満	綿状の吹きつけ材が使用されています。洲鼻ポンプ場と同様に平成18年度中に除去しました。
3	善行中学校	2.8	0.3未満	階段の裏側部分に砂粒状の吹きつけ材が使用されています。飛散調査の結果では問題ありませんが、破損等の際に飛散の可能性があるので、応急処置として囲い込みを行い、平成18年の夏休みに除去しました。
4	浜見保育園	7.0	0.33	2階保育室の屋根スラブの一部に綿状の吹きつけ材が使用されています。天井を張り囲い込みがしてありましたが、平成19年8月に除去しました。

◎飛散調査を継続して行い改修工事等の際に除去する施設

No.	施設名	アスベスト含有量(%)	飛散調査(本/L)	使用状況と対応策
1	地方卸売市場 (旧：中央卸売市場)	3.8	-	2階事務室外側の軒樋とそれを覆うカラー鉄板の間に石綿フェルトが使用されていますが、樋と鉄板で囲い込まれていますので、改修工事等の際に除去します。 (屋外のため飛散調査は実施しておりません。)
2	洲鼻ポンプ場 (沈砂池室)	2.4	0.3未満	壁と天井にモルタル状の吹きつけ材が使用されています。飛散の可能性は少ないですが、念のため封じ込めを平成18年度中に実施しました。
3	第1収蔵庫	2.2	0.3未満	屋根折板に断熱材として綿状のアスベストが吹きつけられています。天井で囲い込まれているため、改修工事等の際に除去します。なお、天井の一部について補修工事を平成18年度中に実施しました。
4	市民会館	10.1	0.3未満	大ホールステージ上部の分電盤(1,650*1,500)と壁との間に綿状のアスベストが使用されていますが、固化材を用いて封じ込めを行っているため、改修工事等の際に除去します。
5	大清水小学校	21.7	0.3未満	体育館の屋根折板に石綿フェルト(布状)が貼られています。成型品であり飛散のおそれがないため改修工事等の際に除去します。

成分分析の結果アスベストの含有量が重量の0.1%を超える吹き付け材を使用している施設一覧

【別紙2】

平成19年11月6日現在

No	施設名	アスベスト含有量(%)	飛散調査(本/ノ)	使用状況と対応策
1	六会市民センター本館	0.7	0.3未満	3階ホール、保育室、1階図書室、階段室、廊下の天井に粒状の吹き付け材が使用されています。飛散の恐れのない小さい堅い吹き付け材ではありませんが、階段に隔板等を設置することにより物理的損傷を防止しました。今後は監視を続け、建て替え解体時に併せて除去を行います。
2	御所見市民センター本館	9.3	0.3未満	3階天井裏の鉄骨部耐火被覆に綿状の吹き付け材が使用されていますが、天井で囲い込まれており、念のため天井の目張り等の必要な一部補修を行いました。今後は監視を続け、平成21年度(予定)の建て替え解体時に併せて除去を行います。
3	大庭小学校	0.9~1.5	0.3未満	校舎棟階段室の天井4カ所に綿状の吹き付け材が使用されていますが、天井板で囲い込まれており、念のため天井板の目張り等の必要な一部補修を行いました。今後は監視を続け、平成20年度(予定)の改修時に併せて除去を行います。
4	大鋸小学校	0.9	0.3未満	体育館の天井に綿状の吹き付け材が使用されています。天井全体の「囲い込み」や「封じ込め」は難しいことから、早急に除去を行うことと決定し、現在工事を施工中です。
5	小糸小学校	0.5	0.3未満	体育館の控室、階段裏側天井に粒状の吹き付け材が使用されています。飛散の恐れのない小さい堅い吹き付け材ではありませんが、念のため応急処置として天井等を張り囲い込みを行います。今後は監視を続け、平成20年度(予定)の改修時に併せて除去を行います。
6	秋葉台中学校	0.4~0.7	0.3未満	屋上エレベーター機械室に綿状の吹き付け材が使用されていますが、立入禁止としており、出入り口も防音ドアにより密封されており、念のため、念のため目張り等の必要な一部補修を行います。今後は監視を続け、平成20年度(予定)の改修時に併せて除去を行います。
7	鷗沼中学校	0.8	0.3未満	校舎棟の階段裏側に粒状の吹き付け材が使用されています。飛散の恐れのない小さい堅い吹き付け材ではありませんが、念のため応急処置として囲い込みを行います。今後は監視を続け、平成20年度(予定)の改修時に併せて除去を行います。

在園に関する証明書（案）

この証明書は、藤沢市立浜見保育園に次のとおり在園していた児童について、同保育園で使用されていた石綿を含む吹き付け材に因果関係のある健康被害が生じた場合には、市が責任を持って対応していくことを証明するものです。

住 所

児童氏名

在園期間 年（平成 年） 月から
 年（平成 年） 月まで

4歳児室 年（平成 年） 月から
使用年度 年（平成 年） 月まで

保育園名 藤沢市立浜見保育園
 藤沢市鵠沼海岸4丁目17番6号

内容に相違ないことを証明します。

2007年（平成19年） 月 日

藤沢市長 山本 捷雄

2007年10月12日

各施設管理者
各施設管理担当者

アスベスト問題対策会議委員長
副市長 石 渡 朝 司

アスベスト講習会の開催について（通知）

本市は、これまでアスベスト対策として所管する公共施設に対して調査を行い、その結果を踏まえて必要な処置を行っており、全ての公共施設において安全対策が図られていると考えております。しかしながら、飛散の可能性が少ないことから上記安全対策の対象から除外されている「アスベストを含んだ成型品」が、経年による劣化、破損、変形等によって含有されているアスベストが飛散し、健康被害を発生させる可能性も十分考えられます。したがって、今後は、各施設においてアスベストに関しての十分な知識を持った上で施設管理にあたっていただくことが重要であると考えます。

そこで、本市では次のとおり施設管理者及び実際に施設管理を担当している職員を対象に、アスベスト講習会を開催いたしますので、講習会へご参加いただきますようお願いいたします。

【日 時】 2007年11月29日（木）
午後1時30分～午後5時00分

【会 場】 藤沢市役所 新館7階第7会議室

【講 師】 中皮腫・じん肺・アスベストセンター
事務局長 永倉冬史
NPO法人 東京労働安全衛生センター
労働衛生コンサルタント 外山尚紀

【内 容】 ・アスベストとは何か ・施設管理上の留意点

【対象者】 施設管理者、施設管理担当者
(別紙 参加対象者一覧表のとおり)

また、施設管理担当者の皆様には事前にアンケートを実施したいと考えております。これは施設管理担当者の日常の業務内容を事前に講師に知っていただくことにより、本講習会を実務に即した有意義なものとするために行うものです。今後別途依頼をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

以 上
(事務担当 行政総務課 内2211)

【別紙5】
2007年9月3日

公立保育園職員各位

児童福祉課長

「アスベスト」による健康被害についての講演会開催について(お知らせ)

浜見保育園アスベスト問題については、皆様に心労をおかけし、申し訳なく思っております。大変遅くなりましたが、次のように講演会を開催することになりました。

「アスベスト」に対する知識と健康被害に対する対応等を考える場としたいと思います。

日 時 9月27日(木) 19時～21時

場 所 藤沢市役所職員会館3階第4・5会議室

講 師 横浜労災病院 「アスベスト疾患ブロックセンター」所長
森川 哲行 先生

内 容 「アスベスト」に対する理解と人体に対する影響について、
必要とする健康診断の内容について

その他

- ・ 出席者は所属長経由で、9月7日(金)までに申し込みをお願いします。
- ・ また所属長は出席希望者については、勤務時間の配慮をお願いします。
- ・ 出席は出張扱いとし、旅費・時間外の提出をお願いします。
- ・ 当日、別紙のようにアンケート調査を実施します。
- ・ 産業医の面接を希望される方は、帰りに提出をお願いします。後日、日程調整をして本人に通知いたします。

以 上

吹き付けアスベスト調査～除去工事の流れ（市有施設）

事前調査

【事前調査の留意点】

- 1 事前にアスベストを含有する建築材料の使用の有無を確認し、これが使用されている場合には、その種類や箇所等を把握する必要がある。
- 2 過去及び現在の施設等利用時の状況及び聞き取り（天井の破損・雨漏り等）
- 3 建設・改修・修繕年度の確認
- 4 目視による調査
- 5 天井裏のような見えない場所（点検口から）も調査

※点検口からの調査注意点
 (1) 防護マスク着用のうえ点検口を静かに数センチほど開け、裏側にホコリ等のものが降り積もっていないか確認する。
 (2) もし、積もっている状態であれば吹き付け材がたまっていた場合、飛散させてしまう可能性があるため、いきなり勢いよく開けてはいけません。
 (3) もし、積もっている状態であれば飛散させる可能性が予測されるので、点検は中止し、分析機関に確認を依頼する。

処理工法等の選定

【吹き付け材の処理工法については】

- ① 除去、② 封じ込め、③ 囲い込みの三種があります。実施に当たっては、現場の状況を十分に点検のうえ以下の点に留意し適切な工法を選定する必要があります。

【工法選定の留意点】

- 1 飛散のおそれが大きく、物理的損傷がある状況の場合は「除去」を原則とします。
- 2 「処理工法の選定のフローチャート」に基づき工法を選定します。ただし、封じ込め又は囲い込みの場合でも「除去」を選択することも可能です。
- 3 封じ込めを行う場合には、封じ込め後の重層に耐えられるかどうか、事前に吹き付け材と下地との付着の強さを確認します。
- 4 吹き付け材が安定している場合は、当面措置を行わず、点検・記録により管理することも可能です。しかし、この場合でも、直近で改修する機会を捉えて、除去等の措置を行うことが望ましい。

【アスベスト問題対策会議（ワーキンググループ）】
 構成課は、公共建築課、建設指導課、環境保全課、行政総務課を想定（必要に応じて施設管理者を加える）

- 1 工法等を検討し、決定する。
- 2 必要に応じて専門家等のアドバイスを受ける。

※処理工法の選定については「資料-2」を参照

除去工事施工計画

【除去工事施工計画については】業者は着工に先立ち、除去工事に伴うアスベスト粉塵の飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を『施工調査等』の結果に基づき作成する。

【施工計画書の主な記載項目】

- 1 工事概要
 - 1) 工事概要
 - 2) 案内図、施工範囲図
- 2 工事工程表
 - 1) 工事工程表
- 3 組織
 - 1) 組織図
 - 2) 緊急連絡体制
 - 3) 有資格者証（写）
 - 4) 除去処理作業手順
- 1) フローチャート
- 2) 使用機器・資材
- 3) 仮設等
- 4) 作業手順
- 5 安全衛生管理
 - 1) 作業指揮者及び作業の要件
 - 2) 安全衛生管理
- 6 特別管理産業廃棄物処理
 - 1) 処理概要
 - 2) 処理許可証（写）
 - 3) 収集運搬経路及び処分場案内図
- 7 アスベスト粉塵濃度測定計画
 - 1) 測定概要
 - 2) 測定方法
 - 3) 測定点図
 - 4) 測定機関、測定士登録証（写）

以上について請負業者より提出
 ※除去工事施工計画については「資料-3」を参照

除去処理工事

【除去工事については】

- 1 施工計画に基づく事前準備
- 2 労働基準監督署・環境保全課への届出
- 3 養生関係
- 4 クリーンルーム関係
- 5 責任除じん装置関係
- 6 監督等による現場での検査
- 7 アスベスト除去関係
- 8 アスベスト撤出関係
- 9 清掃関係
10. 検査・確認関係
11. 養生撤去関係
12. 石綿粉塵濃度測定関係

作業前-作業室内・建物周囲
 作業中-作業室内・敷地境界
 責任除じん装置の吹き出し等
 作業後-作業室内・建物周囲

13. 記録関係
 14. 報告関係

【届出について】

- 1 労働基準監督署
- 2 勝沢市環境保全課

検査

アスベスト除去工事完了後

- ・労働基準監督署・勝沢市環境保全課へ報告
- ・アスベスト問題対策会議・施設管理者へ報告

※アスベスト除去処理工事の手順については「資料-4」を参照